

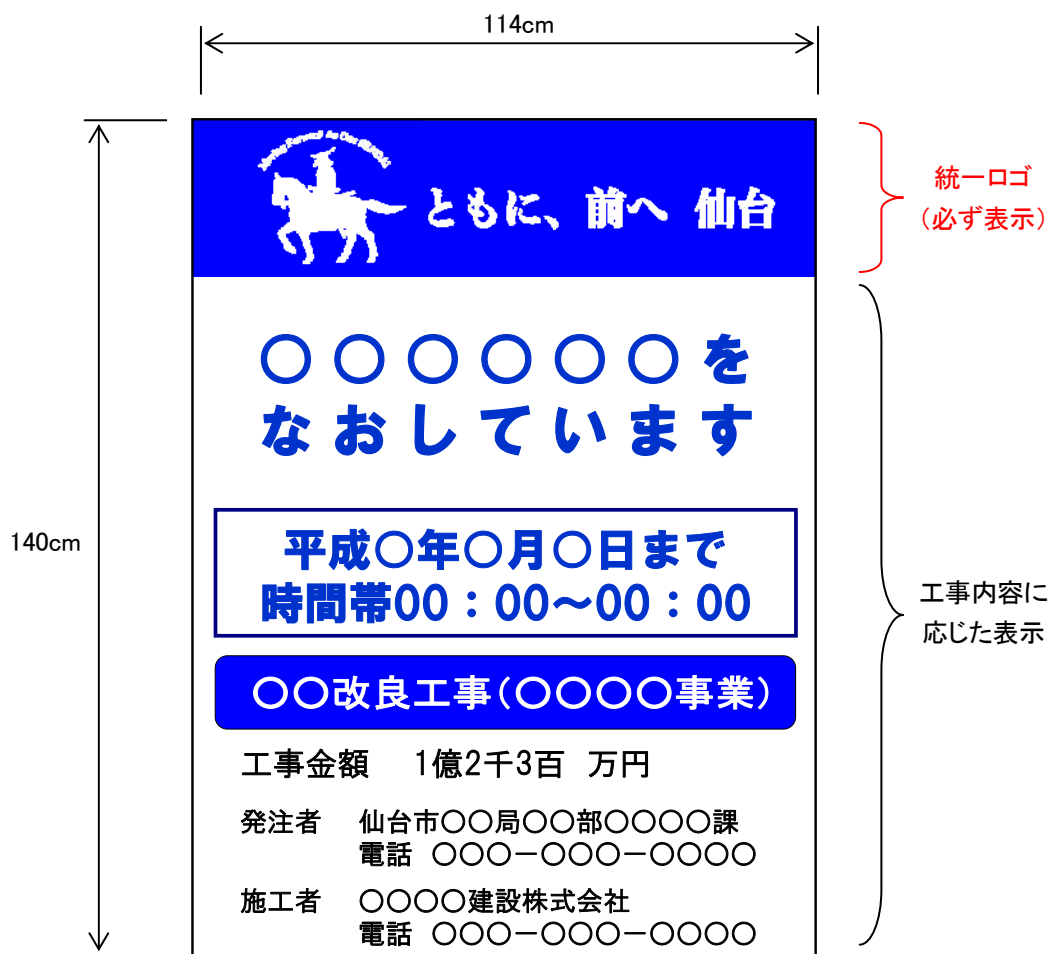
仙台市読み替え表

「工事現場における標示施設等の設置基準」

頁	宮城県		仙台市読み替え
適用年月	平成19年4月	→	平成19年12月
共通	宮城県〇〇土木事務所〇〇班	→	仙台市〇〇局(区)〇〇部〇〇課

当面の間、1「工事の標示」に定める「別表様式1」を「別表様式1-1(2804以降)」に読み替え運用するものとする。

別表 様式1-1(H2804以降)



※ 本様式をもとに各事業の特殊性を考慮したイラストを付け加える等の工夫をして良いものとする。

工事現場における標示施設等の設置基準

周辺住民や道路等の公共施設利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供するため、工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

(工事の標示)

1 工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。

(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

3 工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標示「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考(2)及び参考(3)を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

4 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

(管理)

- 5 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(工事情報看板の設置)

- 6 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3及び参考(5)を参考とするものとする。

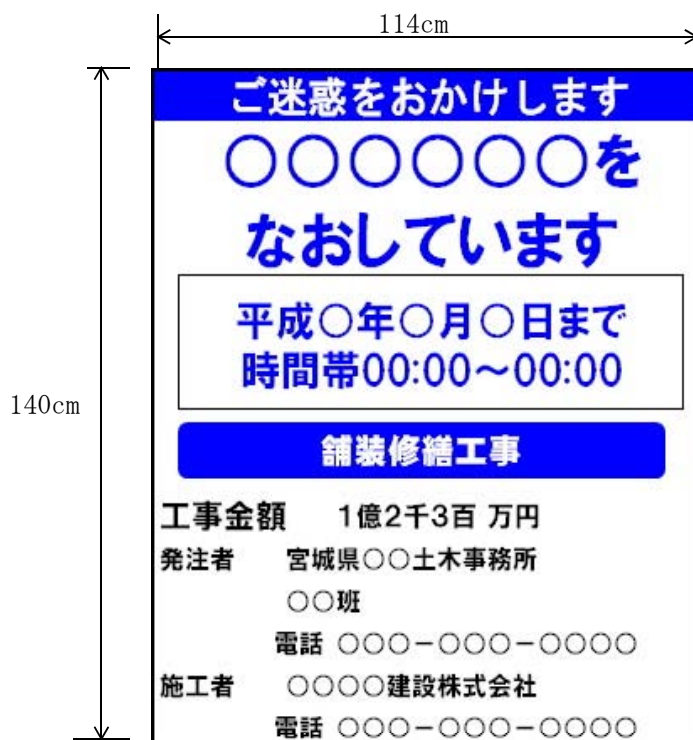
(工事説明看板の設置)

- 7 道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

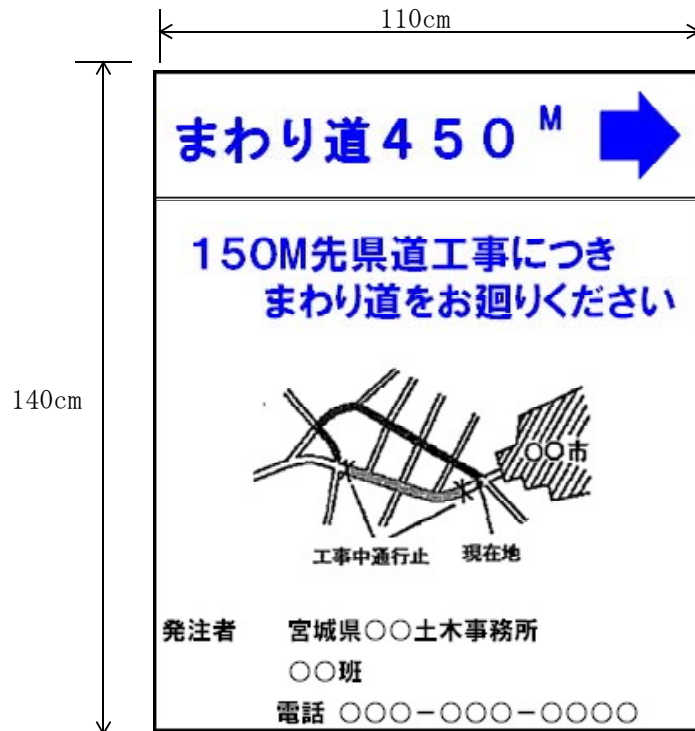
ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式4及び参考(5)を参考とするものとする。

別表 様式1



別表 様式 2



別表 様式 3



別表 様式 4



別表備考

一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。ただし、必要に応じて、安全確保のため、地を透明としてもよい。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- (3) 交通の支障となる場合は、表示内容の視認を可能とした上で幅を縮小することができる。
- (4) 工事金額は、当初請負額とし、その後に請負額の変更契約が行われた場合であっても、記載の変更は行わないものとする。有効数字は、3桁程度（端数は四捨五入）とする。
- (5) 発注者の電話番号は、主任監督員（勤務地）の連絡先とする。
- (6) 記載内容に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。

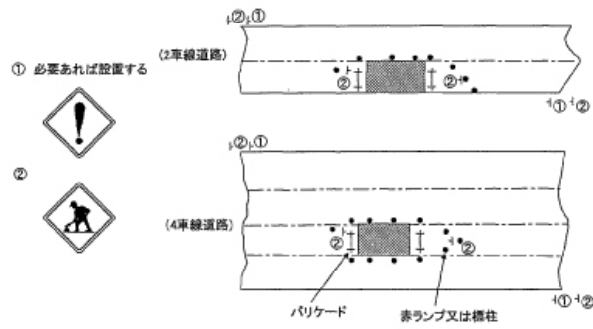
二 様式2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。ただし、必要に応じて、安全確保のため、地を透明としてもよい。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
- (3) 交通の支障となる場合は、表示内容の視認を可能とした上で幅を縮小することができる。

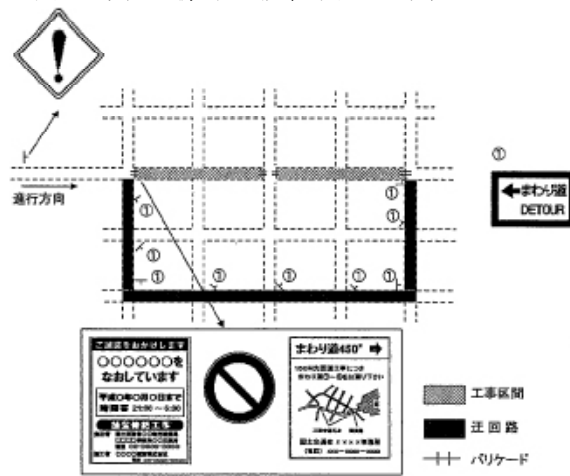
三 様式3,4

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

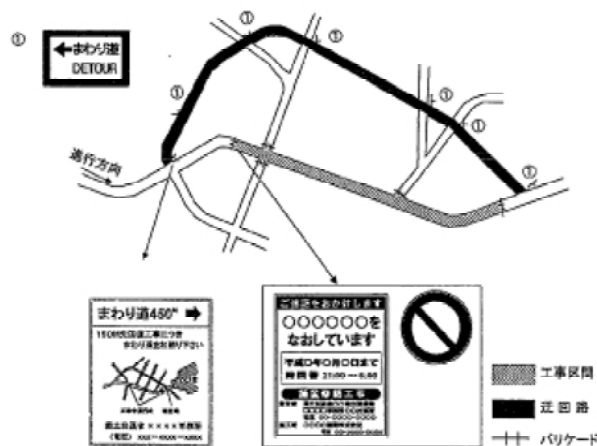
参考（１） 車線の一部分が工事中の場合の標示例



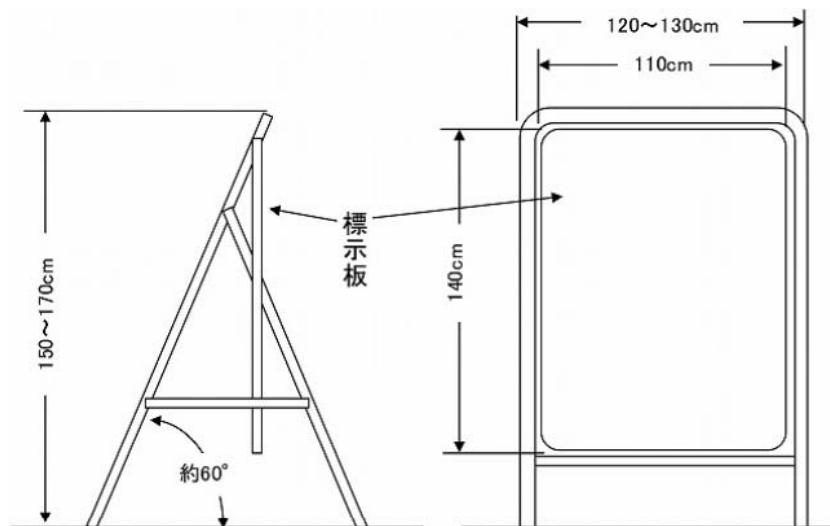
参考（２） 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



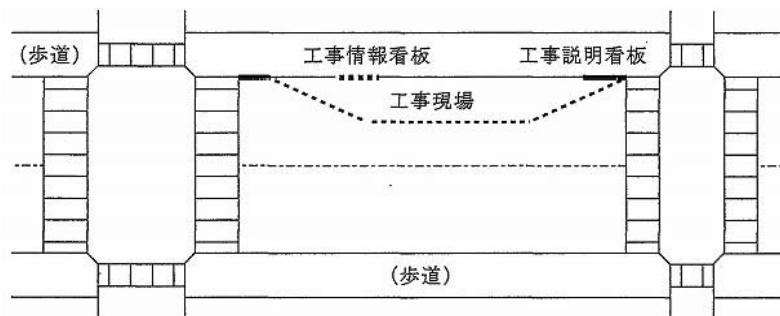
参考（３） 工事中迂回路の標示例（地方の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（４） 設置方法の一例



参考（５） 標示板の設置場所



仙台市独自：歩行者及びドライバーの視認性を確保するため、交差点及び横断歩道付近を避けて標示施設を設置すること。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。